

令和2年度 第8回 吹田市政策会議概要

日 時：令和2年10月22日（木）午後2時5分～午後2時50分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、
中川税務部長、岩田会計管理者、乾都市計画部長

所 管：【消防本部（総務予防室・指令情報室）】 笹野消防長、廣田理事、山崎次長
（総務予防室） 濱口参事、大久保主幹、薦田主査
（指令情報室） 近澤総括参事

案 件	消防指令業務の共同運用に向けた協議会規約の制定について
担当及び関連部局	消防本部（総務予防室・指令情報室）
<p>【案件概要】 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市の5市による消防指令業務の共同運用に向けて、協議会設置のため、協議会規約を制定しようとするもの。</p>	
<p>【所管部の考え方】 「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市 消防指令業務共同運用基本構想」の策定を受け、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会」を設置するに当たり、協議会規約を制定しようとするもの。また、各市で構成する指令業務共同運用実施検討委員会で決定された、共同消防指令センターに係る経費の負担方法及び配置人員・勤務体制等を確認しようとするもの。</p>	
<p>【質疑概要】 質問： 協議会規約（案）第15条第3項に「協議会の会計事務は、吹田市において行うものとする。」とあるが、会計事務の人件費は5市で按分するのか。 回答： 当該会計事務の事務量は、物品の購入等、年間数時間程度であり、吹田市単独で指令センターを設置した場合とほとんど変わらないため、現在の摂津市との共同運用においても、摂津市に人件費を求めている。 5市共同運用となっても、物品購入費用等の請求先が1市から4市になる程度であり、人件費を4市に求める事務量ではないと考えている。 質問： 会計事務に係る人員増の要求はない、ということでよいか。 回答： そのとおりである。 質問： 資料1－3には、フロア使用料について記載されていないが、各市に負担は求めるのか。 回答： 複合施設の全体面積のうち、約10%が共同消防指令センターのフロアとなる。その部分のフロア使用料を各市に負担してもらう方針は決定しているが、算出方法等の詳細は検討中であり、協議会設置後に正式決定する予定である。</p>	

指示： ここまで、人件費やフロア使用料といった、費用の負担について議論してきたが、今回の共同運用は「消防サービスの高度化」が目的であり、その結果として、スケールメリットにより合理化が図られ、持続可能な消防業務が可能となるものである。再度、共同運用の目的について、各市と確認した上で、協議を進めていくこと。

【結果】

本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて、取組を進めること。